

10月の税務カレンダー

住民税普通徴収 第3期
国民健康保険 第5期



補助金・助成金等の収益計上時期

今年は、新型コロナウイルスの影響を受け、事業活動を継続させるために国や地方公共団体などの補助金等を活用されている事業者が多数です。

補助金・助成金等を受ける際には、補助金・助成金等の性質によって収益の計上時期に注意が必要となる場合があります。

法人税基本通達では、その支給決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入するように定めています。

例えば支給決定通知日および入金日が同じ会計期間内であれば、実際に補助金・助成金の入金があった時点で収益に計上して差し支えありません。しかし、支給決定通知日と入金日が決算日をまたぐ場合は、未収入金として収益に計上しなければなりません。

ただし、決算日において補助金・助成金の交付を受ける金額が具体的に確定していない場合、つまり決定通知書が届いていない場合であっても、その金額を見積り、事業年度の益金に算入しなければならない補助金・助成金があります。

具体的には、法人税基本通達2-1-42により以下のように規定されています。

(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)

法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。

(注) 法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入する。

つまり、雇用調整助成金など具体的な経費支出の補填という性格の助成金については、あらかじめ給付金による経費補填を前提としているため、原因となった休業、就業等の事実があった時点で、その金額を見積もり収益に計上することになります。ご注意ください。

<温泉シリーズ…その2>

長崎県内の温泉として8月号で、「青雲荘(雲仙市)」の温泉を推薦しました。青雲荘は、「正真正銘の温泉」としており、その内容は、①源泉掛け流し ②自噴の源泉を所有 ③源泉から直引き ④毎日440トン、豊富な湯量 ⑤毎日掃除 の5条件を掲げています。なお、青雲荘には食事処や休憩処も用意されており、入浴は結構体が疲れますので、のんびり休憩するのもいいのでは？但し、食事の味は今イチかな？(独り言です)

川崎としては、露天風呂を語る時に、露天風呂からの景色ないしは露天風呂の立地を省くことはできません。その条件に合致した露天風呂として、長崎県近隣では嬉野温泉にある「しいばの湯」が第一ではないでしょうか。

高温にして無色透明、ナトリウムを多く含むわが国でも稀な泉質は、角質化した肌に潤いを与え、入浴後はつるつるスベスベに。一般的には、「美肌の湯」として有名です。入浴料は1名1,100円。回数券もあります。(12回分で11,000円)

泉質:ナトリウム・炭酸水素塩・塩化物温泉(低張性 中性高温泉)

泉温:48.8度(調査時の気温/18.0度)

「しいばの湯」は、すぐ側を「椎葉川」が流れており、木々に囲まれた露天風呂となっています。周りの景色を眺めながら、川のせせらぎの音、小鳥のさえずり等々を楽しみながら露天に浸かっていると日頃の疲れも吹き飛びますよ!

「しいばの湯」には食事処があります。(レストラン山法師)佐賀牛の焼き肉や温泉豆腐等が名物料理です。但し、残念な事ですが、休憩処が十分ではありません。椅子席の休憩所しかなく、横になれません。